

先進工学部機械理工学科航空理工学専攻入試を受験される皆さんへ

先進工学部機械理工学科航空理工学専攻の受験生は、合格後、指定の期日までに以下の書類の提出が必要です。

①航空身体検査証明〔第1種相当〕の適合を証明する書類あるいは基準に適合する見込みがあることを証明する書類（コピー可）

※証明書類には、必ず「第1種相当」適合の旨を記載してください。

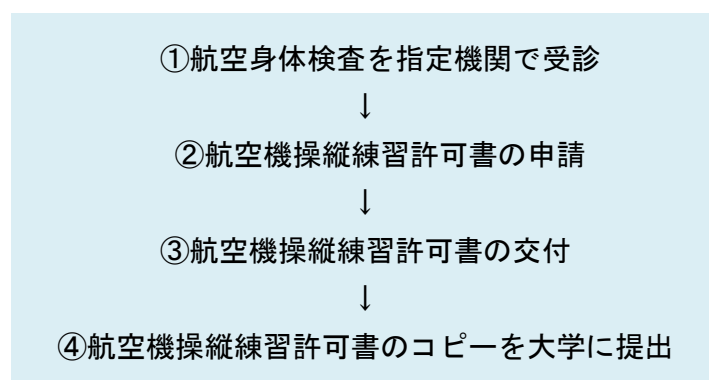
なお、2025年9月1日以降に受診、発行されたものに限りします。

②「航空機操縦練習許可書」のコピー

合格後、各自で航空身体検査を受診の上、「航空機操縦練習許可書」取得のための申請を行い交付を受けてください。

航空機操縦練習許可書の取得方法

・「航空機操縦練習許可書」の交付を受けるには、航空身体検査を受診し、国土交通省の空港事務所に申請が必要です。



①航空身体検査を指定機関で受診

・航空身体検査指定機関に問い合わせ、航空身体検査の受診予約をします。

航空身体検査指定機関：<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001712978.pdf>

◎受診先によっては混み合っている場合がありますので、余裕をもって予約をしてください。

◎受診予約の際に、大学入試で「航空身体検査証明〔第1種相当〕の適合を証明する書類」と「航空機操縦練習許可書」の提出が求められていることを伝えてください。

※注意事項 航空身体検査受診の際に「航空機操縦練習許可書」の申請も必要であることを受診先に伝えてください。また、航空身体検査の受診では、〔第2種相当〕ではなく「第1種相当」の適合を証明する書類が求められていることを受診先に伝えてください。（航空機操縦練習許可書を取得するには、通常、第2種相当の航空身体検査を受診します。しかし、将来、事業用操縦士などの職業操縦士をめざす場合、必ず第1種の航空身体検査証明を取得しなければなりません。そのような事情から、本学では、入学前に「航空機操縦練習許可書」の取得にあわせて「航空身体検査証明〔第1種相当〕の適合を証明する書類」の提出を求めています。）

航空身体検査受診時に航空機操縦練習許可申請書も発行してもらわないと、再度、航空身体検査の受診が必要となりますので、ご注意ください。

あわせて、航空機操縦練習許可申請書（第26号様式）の発行に要す時間も確認してください。

◎受診費用は機関により異なりますが、5～6万円程度です。

◎航空身体検査受診の前に「航空機操縦練習許可申請書 第26号様式（第67条関係）」を入手し、受診日に指定医療機関に提出の上、受診してください。

「航空機操縦練習許可申請書 第26号様式（第67条関係）」は、国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001380765.pdf>）からダウンロードすることができます。また、記入に際し航空機操縦練習許可申請書記入要領（<https://www.mlit.go.jp/common/001476622.pdf>）を参照してください。

◎航空機操縦練習許可申請にあたって、申請書の既往歴、手術歴、医薬品の使用歴等の記入漏れが無いが、申請者自ら点検した「航空機操縦練習許可自己申告確認書」を申請書と一緒に指定機関・指定医へ提出することが必要となります。（令和元年8月1日より適用）

「航空機操縦練習許可自己申告確認書」は、国土交通省のホームページ
(<https://www.mlit.go.jp/common/001380746.pdf>) からダウンロードすることが
できます。また、記入に際し航空機操縦練習許可自己申告確認要領
(<https://www.mlit.go.jp/common/001476609.pdf>) を参照してください。

注意) 様式の準備に際し、「航空身体検査証明申請書 第 22 号様式 (第 61 条
関係)」ではありませんのでご注意ください。

- ・ 受診後 1～2 週間程度で指定医の署名捺印が入った航空機操縦練習許可申請書
が返送されます (受診前に必ず航空機操縦練習許可申請書の発行にかかる時間
を確認してください)。
返送された「航空機操縦練習許可申請書」を空港事務所に提出します。

②航空機操縦練習許可書の申請

- ・ 「航空機操縦練習許可申請書」を申請者住所の管轄空港事務所に送付し、「航空機操
縦練習許可書」の交付申請を行います。

※「航空機操縦練習許可申請書」の有効期間について

身体検査受診日から申請するまでの有効期限は 1 ヶ月です。

受診先より「航空機操縦練習許可申請書」を受領後、速やかに「航空機操縦練
習許可書」の交付申請を行ってください。

◎申請前に「航空機操縦練習許可申請書」をコピーし、各自保管してください。

航空機操縦練習許可書の申請に必要な書類等

(1) 航空機操縦練習許可申請書 (規則第 26 号様式)

※申請書 7 (操縦練習を行おうとする期間) は、以下の期間を記入してくだ
さい。

7 操縦練習を行おうとする期間

26 年 05 月 01 日 から

26 年 09 月 30 日 まで

(2) 写真 2 枚

申請前 6 ヶ月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの (縦 3 cm、
横 2.5 cm) で、裏面に氏名を記載したもの。

(3) 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し

外国人にあっては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事館の証明書（本国領事館の証明書を提出できない者にあっては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類。

(4) 申請料 1,350 円

※郵送の場合は、現金（現金書留に限る。）又は郵便小為替（受取人の欄には申請先の空港事務所名を記載すること。）によること。

(5) 返信用封筒

切手を貼付の上、表面に申請者の氏名住所を明記すること。

航空機操縦練習許可書（縦 5.8cm、横 8.8cm）が入る大きさの封筒を準備。

※上記(1)～(5)を1つの封筒に同封し、封筒に「**航空機操縦練習許可申請書在中**」と朱書きの上、申請者住所の管轄航空事務所に郵送してください。

◎参考情報：航空機操縦練習許可申請書記入要領

<https://www.mlit.go.jp/common/001476622.pdf>

◎参考情報：航空機操縦練習許可申請要領

<https://www.mlit.go.jp/common/001476621.pdf>

◎各空港事務所の管轄区域はこちら：

http://www.mlit.go.jp/koku/04_outline/02_anzen/03_keiryu/02_anzen/jimusyo.html

（住民票に記載の都道府県名をみて管轄区域を確認してください）

（例）住民票記載の都道府県が…栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合

【書類送付先】東京空港事務所（電話：03-5757-3000）

〒144-0041

東京都大田区羽田空港 3-3-1

国土交通省 東京航空局

東京空港事務所 総務課 御中

『航空機操縦練習許可申請書』在中

③航空機操縦練習許可書の交付

※申請内容に不備がなければ、提出から2週間程度で航空機操縦練習許可書が送付されます。

④「航空機操縦練習許可書」のコピーを大学に提出

「航空機操縦練習許可書」のコピーを大学に提出してください。

◎「航空機操縦練習許可書」原本は、入学後の飛行操縦体験（希望者を対象に実施予定）や日本国内の操縦訓練で使用しますので大切に保管してください。

◎本学が指定する提出期間内に、「航空機操縦練習許可書」の交付が間に合わない場合は「航空機操縦練習許可申請書」のコピーを提出*してください。

*「航空機操縦練習許可書」発行後、速やかにコピーを大学に提出してください

【本件に関するお問い合わせ先】

工学院大学アドミッションセンター

電話:03-3340-0130（受付時間:(平日・土曜)9:30～16:30）

メール:nyushi@kogakuin.ac.jp